

在宅での支援

相談者が配偶者と別れる選択をせず、留まる選択をしている場合や、気持ちが揺れ動いている場合もあります。また、1度は家を出ても戻ってしまう場合もあります。なかなか、決心がつかない被害者に対しては、いつでも相談に応じることを伝えるとともに、どのように危険を避けるか、また将来に備えてどんなことをしておくか話し合しましょう。

セイフティプランを立てる

- 家の中にある危険なものは隠しておく。
- 緊急避難場所を考えて準備しておく。
- 大事なもの（持っていく必要のあるもの）を小さく纏めて、隠しておく。
- いつも、ある程度のお金を持ち歩くようにする。
- 携帯電話と緊急連絡先はいつも持ち歩く。

将来に備えて

- 被害者自身が使えるお金を準備する。そのために仕事を始めたり、資格を取ったりする。
- DV被害を理解してもらえよう、信頼できる親族や友人に相談をしておく。
- 今後は配偶者の子を出産したくないときは、妊娠しないように気をつける。
- 自分自身を大切にできるよう、自分だけの時間を持ち仲間を作る。
- 心身の健康管理をしっかりとる。
- 被害状況を記録するため日記をつけるようにする
- 暴力の証拠を残しておくこと、怪我をしたら受診をしておく、配偶者が暴れた跡は写真に取っておく、脅迫メールは保存しておく等

通所カウンセリング

心理的にカウンセリングを受ける必要のある被害者には、カウンセリングを受けられる機関について情報提供し、カウンセリングを受けるよう勧めます。

見守り

配偶者が凶器を持ち出したり、骨折など大きい怪我や子どもへも直接の虐待があったりするにも関わらず、家に留まり続ける被害者もいます。被害者自身が家を出る気持ちがないと、支援がなかなか進まないの、相談員や関係機関はとても心配になってしまうでしょう。特に子どもへの直接の虐待があるケースは要注意です。被害者が動き出すまで待っていては、児童の生命に関わる事態になる可能性も否定できません。児童相談所等の関与を積極的に求める必要があります。

関係機関が集合してお互いの情報を交換しながら、どういう関わりが持てるか、何を優先して考えるかなど話し合い、役割分担しておきます。被害者と接触できる機会を待って、被害者の気持ちに添いつつ、危険な状態を認識できるよう働きかけていくことが大切です。

3. 自立支援

DV被害者が避難し、機関や施設、シェルターなどでの一時保護期間を過ごすなかで夫等との別離を選択した場合、新しい暮らしの再建をどのように進めていけるでしょうか。ここでは、女性と子ども、あるいは単身女性が生活再建過程で活用できる社会資源について紹介していきます。

1) 社会福祉施設の利用

母子生活支援施設

◆母子世帯であれば利用できます

母子生活支援施設は、児童福祉法に規定されている児童福祉施設です。1997年の児童福祉法等の一部改正により、「母子寮」から「母子生活支援施設」に名称変更されました。第38条では、「配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする」と規定されています。

また、第23条は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の採るべき措置について規定しており、それぞれの設置する福祉事務所の所管区域内において母子家庭の児童が福祉に欠けるところがあると認めるときは、母子生活支援施設に入所させるよう規定されています。

都道府県等が必要と認める場合には、子どもが満20歳に達するまで引き続き利用できます。

Q. 離婚していないのですが、利用できますか？

A. 離婚が成立していなくても、実質的に母子世帯であれば利用できます

◆職員体制とサービス内容

職員としては、施設長、母子指導員、少年指導員兼事務員、嘱託医等が配置されています。保育室がある場合には保育士も配置されています。

1世帯ごとに独立した居室で生活することができます。事務所のほかに、学習室、集会室などがあり、職員によるさまざまなサポートを受けることができます。

たとえば、母親には、子どもの養育支援、元夫や親族との関係調整、健康や心理面でのサポート、就労支援など、生活全般にわたる支援を提供しています。子どもには、施設内保育、仕事が遅くなる時などの補助保育、学童保育、学習支援などとともに、成長・発達を支えるサポートがあります。

施設によって支援内容は異なります。また、施設内でのルールも施設により異なりますので、事前に確認しましょう。

施設利用に関わる費用は、住民税や所得税の税額に応じて決められています。

Q：利用するにはどうすればいいですか？

現住所を管轄する福祉事務所が窓口となります。福祉事務所は、おおよそ市（区）及び郡（町村）単位で設置されています。福祉事務所には、母子家庭の相談窓口があり、母子生活支援施設の利用申し込みも受け付けています。

☆母子生活支援施設を利用すると、こんなメリットもあります

⇒自治体によっては、公営住宅の応募の際に、母子生活支援施設利用者向けの割当て枠を用意している場合もあります。これは、公営住宅の当選率が一般の応募よりも優遇されるものです。各自治体の所管課や福祉事務所の窓口で確認してみてください。

母子生活支援施設の概況がわかるホームページ <http://www.zenbokyuu.jp/>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会／全国母子生活支援施設協議会

◆児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業

2007年度に「身元保証人確保対策事業」が創設されました。この事業は、母子生活支援施設などに入所中または退所した女性や子どもが、就職に際して、また、住宅を賃借する際に親族等による保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長等が保証人となった場合に利用することによって、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときの賠償額のうち一定額を支払うものです。これによって、施設長等が保証人を引き受ける場合の負担感を軽減し、必要な場合に保証人を引き受けやすくすることによって保証人を確保することができるようになりました。

Q 実施主体はどこですか？

この事業は、都道府県・市・福祉事務所設置町村が実施主体となり、保険料を国と都道府県・市・福祉事務所設置町村が補助して行う公的な事業です。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会（以下、「全社協」といいます。）が、国が定めた実施要綱に基づき、保証人となった施設長等から措置委託元の自治体を通して申し込みを受け、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに保証金を支払うなど、この事業の運営主体となります。運営にあたり、全社協は「身元保証人確保対策事業運営委員会」を設置し、運営の効果的な推進と制度の諸課題を検討します。

保険料は、国と都道府県・市・福祉事務所設置町村が負担するため、申し込み者（保証人）の保険料負担はありません。（保険料は国1/2、都道府県1/2。母子生活支援施設のみ、国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4）

Q 年度途中での申し込みもできますか？

年度途中の申し込みも可能です。就職や住宅の賃借は年度始めとは限りません。実態と必要性をふまえ、年度途中からの申し込みも受け付けられます。

Q 申し込みをする場合はどうすればいいですか？

本事業への申し込みは、措置委託元の自治体（都道府県・市・福祉事務所設置町村）を通じて行います。

保険料も措置委託元の自治体と国が負担しますので、申し込みにあたっては当該自治体窓口でご相談ください。

詳しくは、全国母子生活支援施設協議会のホームページの中の「母子生活支援施設関連資料」のページを参照してください。

http://www.zenbokyuu.jp/boshi_docs/index.html

婦人保護施設

DV防止法第5条では、「都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる」と規定しています。婦人保護施設は、その歴史的経緯から売春防止法に規定されている施設ですが、通知により順次受け入れの対象を拡大し、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。なお、DV被害者についても従来より保護の対象となっていました。DV防止法により、それが明記されました。

一時保護が終了した後、施設による継続的な支援が必要な女性の場合、婦人相談所を通じて入所の手続きを進めることができます。

就労については、外勤の形態で就労する場合のほか、外勤が難しい状況にある場合には、施設内で内勤作業ができることもあります。看護師の配置による健康維持への配慮や心理療法担当職員の配置なども進められています。

広域的な対応の必要性

DV被害者の施設利用にあたっては、加害者の追及による危険性について十分に考慮することが必要なため、広域的な対応のもとに都道府県域をこえて一時保護や施設入所がなされる場合があります。地方公共団体間で広域的な連携を円滑に実施することが必要です。ポイントについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の第2-6(4)をご参照ください。

なお、広域的な対応をとる際には、被害者との協議のもと被害者の意向を十分に尊重すると共に、知らない土地へ移るうえでの様々な不安を受け止め、サポートすることが大切です。

2) 住宅の確保

1 住宅のセーフティネット

◆住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

この法律は、住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。また、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されています。

この法律に定められている「住宅確保要配慮者」には、配偶者からの暴力の被害者が含まれ得るものであることも踏まえ、都道府県及び市町村には受け皿となる住宅の確保に努めることが必要とされています。

2 公営住宅

①DV被害者の公営住宅への入居に係る配慮

公営住宅の入居について、国においては事業主の判断により、優先入居の取り扱いを行うことができることを明示するとともに、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めています。

また、入居者資格のない者も含めて被害者が公営住宅を目的外使用することができるようにするとともに、円滑な入居を可能とするため、目的外使用の手続を簡素化しています。

②母子世帯の公営住宅への入居に係る配慮

地方公共団体が公営住宅の供給を行う場合、母子家庭の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることが母子及び寡婦福祉法に規定されています。自治体により実施方法が異なりますが、優先的に入居できる母子世帯枠の確保、収入が低い場合の家賃の減免制度などがあります。

ある自治体の実施例

- ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
- イ 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方
 - ※DV被害者世帯のうち、同居親族が20歳未満の子のみの場合は、ひとり親世帯とみなし、当選率が一般基準の7倍となる「ひとり親世帯」に該当します。

ある自治体の実施例

- ★ひとり親世帯向（優遇抽せん）
当せん率が一般世帯の7倍になります。
- ★ひとり親世帯向（ポイント方式）
抽せんによらず、住宅困窮度の判定を行って、困窮度の高い方から順に入居する募集です。

3 民間賃貸住宅

◆保証人が確保できない場合

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」では、①国においては、民間賃貸住宅への入居に際して保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供について、支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅に関わる団体への要請に努める、②都道府県においては、身元保証を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい、とされています。

それぞれの自治体の窓口にお問い合わせください。

3) 経済的問題

生活保護

◆生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に基づき、資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

◆生活保護の基準

生活保護の基準は毎年度改定されています。また、年齢、世帯人員、所在地などによっても基準が異なります。

◆申請・問合せ

最寄りの自治体の福祉担当窓口または福祉事務所にお問合せください。

参考

2005年3月2日「生活保護関係全国係長会議」資料より

4、生活保護の適正運用

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号）については、平成16年12月2日から施行され、同日、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針が告示されたところである。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等に伴う生活保護制度における留意事項について」（平成16年12月10日社援保第1210001号）により通知したところであるが、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意し、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることがないように、被害者からの生活保護の申請に当たって被害者の生活状況や扶養関係について把握する際には、関係機関と連携協力し関係機関から情報を得る等、十分配慮されたい。

Q 住民票に記載された住所以外では、生活保護の申請はできないのですか。

生活保護の申請は、「居住地」を管轄する福祉事務所に対して行うこととなります。

この場合、「居住地」とは、世帯の状況に応じて居住事実がある場所をいい、必ずしも住民票に記載された住所という取扱いではないので注意が必要です。住民票に記載された住所地以外でも、福祉事務所に相談することができます。まずは最寄りの福祉事務所に相談してください。

なお、婦人相談所が行う一時保護の入所者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うことが必要です。ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとされています。

児童扶養手当

◆母子家庭のうち、次の条件のかたが利用できます

児童扶養手当は、1961年公布の児童扶養手当法に基づき「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ること」を目的とした制度です。

支給対象は、①父母が婚姻を解消、②父が死亡、③父が重度の障害者、④父が生死不明、⑤父が引き続き1年以上遺棄、⑥父が1年以上拘禁、⑦婚姻によらない出生などであり、公的年金各法による年金給付を受けることができるときは支給されません。

こんな場合は申請を！

夫が離婚に応じないために、母子家庭に該当しない場合があります。しかし、1年以上の遺棄と該当する場合には申請ができます。

◆所得の範囲

児童扶養手当を請求する者が母親の場合には、所得の範囲が次のようになります。

ア 母がその監護する児童の父から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等（いわゆる養育費など）について、その金額の80%（1円未満は四捨五入）が「所得」として取り扱われます。

イ 寡婦控除、寡婦特別加算は収入から控除しません。

ウ 特別障害者控除を受けている場合、収入から控除できる額は40万円です。

たとえば…

母親と子ども1人の母子世帯の場合…

収入が130万円（所得額では57万円）未満の場合

⇒全部支給額を支給（月41,720円）

収入が130万円以上で365万円（所得額では57万円以上230万円）未満の場合

⇒一部支給額を支給。

所得に応じて41,710円から9,850円までの10円きざみの額

※第2子については月額5000円、第3子以降は1人につき月額3000円を加算

貸付金制度

◆母子福祉資金・寡婦福祉資金

都道府県、指定都市及び中核市を実施主体として、母子家庭の母または寡婦等を対象として貸付をする制度です。

母子寡婦福祉資金の貸付の種類としては、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、住宅資金、就学支度資金、事業開始資金、事業継続資金等の12種類があります。

2002年の法改正で、子どもに関連する資金については子ども本人にも貸し付けができるよう改正されました。

◆生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯・失業者世帯に対し、生業費、療養費などの必要な資金を低利・無利子で貸し付ける制度です。

税制上の措置

税制上の措置として、母子家庭の母及び寡婦に対しては所得税・地方税の寡婦控除があります。控除額は、所得税が27万円、個人住民税が26万円であり、これに加えて一定の母子家庭に対しては所得税8万円、個人住民税4万円の所得控除があります。

また、遺族基礎年金・児童扶養手当受給者等に対する利子所得等の非課税制度があります。

4) 雇用問題

経済基盤の安定のため、安定した雇用の確保への支援は重要です。以下で利用できる幾つかの就労支援策を紹介しますが、これらの制度は利用基準や施策内容が年度により変わることがあります。また、自治体により実施の有無や実施内容が異なる場合がありますので、各自治体の新しい情報を得ることが必要です。

母子家庭等就業・支援センター事業

2003年度から都道府県、指定市・中核市において、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、在宅就業支援など、一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等就業・支援センター事業を実施しています。具体的には、①就業相談、就業促進活動、相談関係者の活動支援などを行う「就業相談事業」、②就業準備・離転職セミナー、起業家支援セミナー、就業支援講習会の習熟度に応じた段階的实施と旅費の支給、託児サービスなどを実施する「就業支援講習会等事業」、③希望職種の求人情報等を提供する「就業情報提供事業」、④在宅就業を希望する者やスキルアップを図ることを希望する者等を対象とした「在宅就業推進事業」、⑤母子生活支援施設等を活用した継続的・専門的生活支援、養育費や父子家庭の専門相談を実施する「母子家庭等地域生活支援事業」があります。

母子家庭等自立支援給付金事業

都道府県等は、母子家庭の母の雇用の安定及び就職の促進を図るため、「母子家庭自立支援給付金」を支給することができます。

自立支援教育訓練給付金	事業の実施主体である都道府県等（都道府県知事・市長又は福祉事務所設置町村長）が指定する教育訓練給付講座を受講した母子家庭の母に対し、講座の授業料等の2割を限度として支給する（上限10万円）
高等職業訓練促進費	就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）として都道府県知事等が指定する資格を取得するために養成機関で2年以上修業する場合に、生活費として月額10万3千円を支給する（2008年度入学者から、市町村民税非課税世帯10万3000円、課税世帯5万1500円、と支給額に区分を設けます）。支給対象は児童扶養手当支給水準の母子家庭の母であり、支給期間は修業期間の最後の3分の1の期間。また、2008年度入学者から、入学を支援するため、修了時に一時金として、市町村民税非課税世帯5万円、課税世帯2万5000円を支給する「入学支援修了一時金」を創設します（修業期間は12カ月が上限）。

公共職業安定所（ハローワーク）における就業援護措置

公共職業安定所は職業相談・紹介、公共職業訓練のあっせん等を実施しています。公共職業安定所には寡婦等職業相談員が配置されています。

- ・母子家庭の母等、就職が困難な者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成する「特定求職者雇用開発助成金」があります。
- ・母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介で一定期間試用雇用することにより、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職を実現することを目的とする「試用雇用事業」があります。試用雇用を行った事業主に対しては、対象労働者一人あたり各月4万円が最大3カ月まで支給されます。

5) 子どもの養育に関する支援施策

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭・寡婦が、修学等の自立に必要な事由や疾病等により、一時的に介護・保育など日常生活を営むのに支障が生じた場合、母子家庭等になって間がなく生活が不安定な場合などに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する事業です。

介護人派遣事業を名称変更した事業であり、利用する家庭の自宅に訪問するほか、家庭生活支援員の居宅、職業訓練を受けている場所、母子生活支援施設や児童館等でもサービスの利用が可能となり、休日や夜間にも対応できるようになりました。

「生活援助」と「子育て支援」で利用単価が異なります。

優先入所

保育所の入所の選考に際して、ひとり親家庭の親が家計の中心者として直ちに就労せざるを得ない急迫した状況にあることに十分留意して優先的に取り扱うよう通知が出されており、母子家庭等の福祉が増進されるように配慮が行われています。

放課後児童健全育成事業についても同様です。

子育て短期支援事業

第二種社会福祉事業であり、短期入所生活支援事業と夜間養護等事業、家庭訪問支援事業があります。

短期入所生活援助事業	保護者の疾病、仕事、社会的事由等により家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設などで短期間(原則7日間)預かる。
夜間養護等事業	保護者が仕事等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務などに対応する。

ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活基盤の一層の安定を図るための事業であり、次の5種類の事業を地域の実情に応じて選択実施するものです。

生活支援講習会・相談支援	育児、しつけなど子どもへの世話や親としての接し方に悩みをもつひとり親家庭を対象に、生活支援講習を開設するとともに生活相談に応じる。
健康支援事業	生活支援講習会で健康面(精神的・身体的な問題)の相談に応じた家庭のうち、継続支援を必要とする家庭に対し、アドバイスを行う。
土日・夜間の電話相談	夜間・休日に気軽に相談できるよう、電話相談を実施する。
児童訪問援助事業	ひとり親家庭の子どもの心の支えになる大学生などを家庭に派遣する。
ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり相談し支え合ったりする場を提供する。

4. 特別な支援

1) 高齢のDV被害者への支援

近年、高齢女性のDV被害者が増加しています。被害者の多くは、加害者である夫が唯一の身寄りのため、経済的に依存している場合が少なくなく、避難及び離婚することができず、被害がより深刻化します。また、被害者が持病をかかえていて、身体が思うように動けない場合などは、自殺を選択する被害者さえいます。

高齢の被害者にとって、他のどんなことよりも結婚関係や家族を優先する世代であったり、長期間にわたる生活において、虐待的環境で暮らすことに慣れてしまい、自分が被害者であるとは考えられなくなってしまったり、現在の夫婦関係は普通の関係と信じている場合があります。加害者との関係から避難することが困難である場合があります。しかし、逃げることを選択する被害者もいます。およそ3分の1のDV高齢被害者は、最終的には暴力的な関係からはなれていくことが先行研究により明らかになっています。

DV被害者支援機関はもとより、高齢者のための介護福祉機関の対応においても、DV被害女性への配慮は欠かせません。高齢者虐待防止法が施行されましたが、市町村の高齢者福祉担当窓口と連携をして、高齢者介護施設の中でDV被害者に対する配慮を行うよう、DV防止及び啓発活動などを通して働きかけをしていくことも必要です。

2) 外国籍を持つ被害者への支援

日本人男性と結婚した外国籍を持つDV被害女性は、日本人の配偶者として在留資格を認められているケースが多いのですが、避難することができませんでした。それは、言語の壁もあり、どこに支援を求めてよいかかわからなかったり、加害者である夫がビザの更新の手続きに協力しなかったり、子どもと引き離されて帰国させられるという理由などからでした。

DV防止法第23条において、国籍・障害の有無を問わずその人権を尊重し、安全確保と秘密保持に十分な配慮をすることが定められています。各支援機関においては、多言語通訳者や、在留資格についての専門家などの配置が望まれます。また相談窓口の訪れた被害者に配布する各言語のDV相談のパンフレットを用意しておくことも必要となります。

オーバーステイについて

支援者が付き添って出入国管理局に出頭し、被害の状況、オーバーステイになった経過など具体的な事情を説明し、違反審査登録番号をもらいます。この番号があれば関係機関と連携し、支援を受ける際にも対応できます。オーバーステイの場合は、各種制度の利用が難しいこともあるため、日ごろから外国人を支援する団体と連携をとっておきましょう。

通訳について

公的機関で通訳が探せない場合は、外国人の支援を行っている団体に依頼しましょう。配偶者暴力相談支援センターによっては、通訳費用を予算化しているところもありますので、あらかじめ相談しておくといでしょう。

行政サービスについて

外国籍の被害者は日本人と違い、居住地で生活保護を受けることができないなど、制度によっては利用に制約があります。外国人登録をしている自治体と支援者が連携し、被害者の安全を確保しながら行政サービ

スを受けられるように支援することが望まれます。

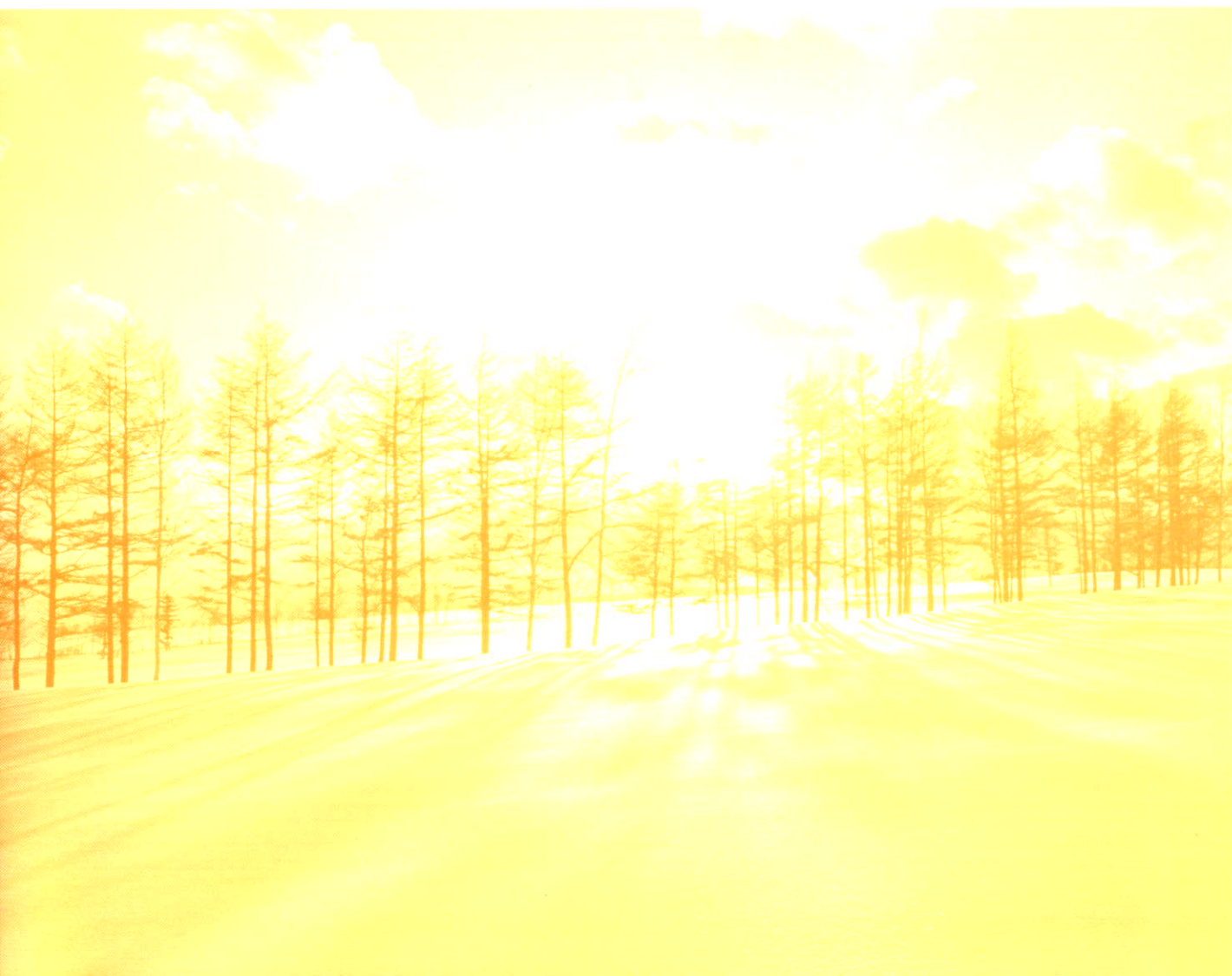
また、被害者の孤立を防ぐために、地域の国際交流センターや日本語学習教室などの社会資源につなげることも必要です。

参考文献

かながわDV被害者支援プラン 神奈川県 県民人権男女共同参画
DVサポートガイドライン（2006） 日本財団 助成事業

第4章 評価尺度

DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究



1. 暴力の実態(DVSI)尺度

DVSI (Domestic Violence Screening Inventory) : ドメスティックバイオレンス (DV) 簡易スクリーニング尺度

DVSIとは？

ドメスティックバイオレンス (DV) 簡易スクリーニング尺度であるDVSI は、米国の社会学者で「DV研究の父」といわれるStraus, M.A.博士により作成された国際的に定評のある配偶者間暴力の程度を測定する自記式質問紙尺度である改訂版葛藤戦術尺度 (The Revised Conflict Tactics Scales: CTS2) を基礎に開発されたDVスクリーニング評価尺度です。

DVSIは、簡便にDV被害者の暴力被害の程度を評価することが可能なため、DV被害者への適切な支援介入する際のアセスメントツールとしても有効です。

DVSIの使用法

DVSIは、心理的攻撃、身体的暴行、性的強要、傷害の4つの下位尺度、計15質問項目から構成されています。各項目の回数の程度を1 (1回)、2 (2回)、3 (3~5回)、4 (6~10回)、5 (11~20回)、6 (20回以上)、7 (最近1年にはなかったが、それ以前にはあった)、0 (過去に1度もなかった) とし、8段階の尺度で評価します。全般的評価にあたっては各下位尺度の設問を合計することが適当と考えられます (回数選択肢の1から6までは粗点とし、7については、0.5として算出する)。高得点ほど暴力被害の程度は、重篤です。最高は、90点、最低は0点です。4項目以上無回答であれば評価対象とせず、3項目以内であれば、他の質問項目の平均値を無回答の項目に割り当て合計します。

DVSIを使用するときの注意

DVSIの対象者としては、配偶者もしくは、パートナーを有する者となります。暴力の渦中にある被害者にとっては、質問の内容が直接的で正確に把握することが困難であることが少なくありません。そのような場合は、面接者が設問を読み上げて対象者の様子を観察しながら評価をすることが望まれます。また、性的強要に関する質問では、しばしば対象者に抵抗がみられるため、実施前に口頭で対象者に性的強要についての項目を除いた質問紙の選択も可能であることを伝えることも必要です。資料に示した得点によるDV被害の程度は、あくまでも目安です。例えば、慢性的に暴力をふるわれている被害者は、「暴力を受けるのは、自分が至らないため、すべては、自分の責任にある」と思い込んでおり、小突く、ひっぱたく、大声で怒鳴るなどは、暴力と認識しておらず回答につながらない可能性もあります。これらを踏まえてDVSIの配偶者暴力相談支援センターや医療現場での実施においては、本人の暴力についての自己評価とともに、状況により面接も併用し各設問について確認をしながら具体的暴力の実態を把握していく必要があります。

注) 4章で取り上げる評価尺度は5章で紹介している「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」などのインテーク用紙と併用して使用することにより、より適切な支援を提供することが可能となります。

資料 得点と暴力被害程度

得点	被害暴力の程度
0~7.5	パートナーからの暴力被害に対して経過観察を要する
7.6~14.9	1、2回の介入的援助を要する
15 Cut-off point (区分点)	継続的援助を要す
16~29	緊急性があり早期介入を要する
30点以上	緊急避難を要する

DVSI

氏名 _____ 年齢 _____ 記入日 H. ____ 年 ____ 月 ____ 日

仲の良いパートナー同士でも、イライラしたり、おたがい望んでいることが違くと、「いさかい」や「ケンカ」となることがあります。おたがいのくい違いを解決しようとする方法はさまざまです。以下の項目は、パートナー同士にくい違いが生じた時に、おこりうることです。

最近一年間に、パートナーは、どれくらいの回数で、以下のような行為をしましたか？あてはまる数字に○をつけてください。もし最近一年間はしなかったが、それ以前はしていた場合は、7に○をつけてください。

1 = 1回、 2 = 2回、 3 = 3~5回、 4 = 6~10回、 5 = 11~20回、 6 = 20回以上
7 = 1年以上前にはあった、0 = これまでに1度もない

1 相手は、私に何かいやがらせをした。	1	2	3	4	5	6	7	0
2 相手は、私を侮辱したり、ののしったりした。	1	2	3	4	5	6	7	0
3 相手は、私に対して大声で怒鳴った。	1	2	3	4	5	6	7	0
4 相手は、私を言葉で脅して性交させた。	1	2	3	4	5	6	7	0
5 相手は、私にナイフや凶器を向けたことがある。	1	2	3	4	5	6	7	0
6 私は、相手とケンカ中に頭をたたかれ、気が遠くなったことがある。	1	2	3	4	5	6	7	0
7 私は、相手とのケンカが原因で医者にかかる必要があったが、そうしなかった。	1	2	3	4	5	6	7	0
8 相手は、私を言葉で脅して口内性交や肛門性交をさせた。	1	2	3	4	5	6	7	0
9 相手は、ケガさせるかもしれないような物で私を殴ったり、たたいたりした。	1	2	3	4	5	6	7	0
10 相手は、私の首をしめた。	1	2	3	4	5	6	7	0
11 私は、相手とのケンカが原因で医者にかかった。	1	2	3	4	5	6	7	0
12 相手は、私に性交を（殴ったり、押さえたり、凶器で脅して）強制した。	1	2	3	4	5	6	7	0
13 相手は、私をさんざん殴りつけた。	1	2	3	4	5	6	7	0
14 私は、相手とのケンカで骨折した。	1	2	3	4	5	6	7	0
15 相手は、私に口内性交や肛門性交を（殴ったり、押さえたり、凶器で脅して）強制した。	1	2	3	4	5	6	7	0

無断複製不許可 (株)千葉テストセンター

2. PTSDの評価尺度

DV被害者の支援にPTSDの評価尺度を用いることが大切な理由

心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder：PTSD）は、DV被害者にきわめて多い症状で、DV被害者に大きな苦痛をもたらし、生活機能を損ねます。強い恐怖感や神経過敏症状のほか、外傷（トラウマ）を思い出しそうな場所や状況に行けなくなってしまうこともあります。

PTSDは治療できる病態ですが、一般の人にはあまり知られていませんので、DV被害者の支援に携わる人の誰かが、DV被害者のPTSDに早く気づき、専門家に紹介することが大切です。治療の機会を逃がさないために、DV被害者にはできる限り、PTSDのスクリーニングを行うことが勧められます。たとえば、シェルター入所時や相談窓口への来談時に、DV被害者のアセスメントの中に、PTSDに関する評価尺度（チェックリスト）を組み込むことを検討してください。

PTSDは、やみくもに問診を行っても正しく評価できないばかりでなく、DV被害者のつらい感情を刺激して対象者に心理的負荷を生じかねません。したがって、できる限り簡便で、標準化された評価尺度を用いることが望まれます。次に紹介するPTSD症状評価尺度（PSSI-J）は、PTSDの診断と重症度評価の両方を同時に行うことができ、被評価者（この場合はDV被害者）の負担の少ない評価尺度です。

PTSD症状評価尺度の使い方

PTSD症状評価尺度・日本語版（PSSI-J）は、17項目からなる評価尺度です。17個の項目はそれぞれ、アメリカ精神医学会のPTSDの診断基準（DSM-IV）に対応しています。各項目の症状の有無と、程度（頻度または重症度）を0～4の4段階で評価します。各質問を読み上げて、DV被害者に症状の有無と程度を答えてもらいますが、判断がつかない場合は、症状に関連する補足質問をしてみます。

PSSI-Jは、外傷的な出来事（トラウマ）の存在の有無（表を参照）を確認した上でPSSI-Jを実施します。全項目の合計点によって重症度を評価します。

トラウマの存在の有無

基準A. その人は、以下の2つがともに認められる外傷的な出来事に暴露されたことがある。

- 1) 実際に、または危うく死ぬまたは重症を負うような出来事を、1度または数度、あるいは自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。
- 2) その人の反応は強い恐怖、無力感、または戦慄をとまなう。

注：子供の場合は、まとまりのない、または興奮した行動によって表現されることがある。

PSSI-Jを使用するときの注意

必ず、DV被害者の許可を得てから使用します。「DVを受けた方は、つらい体験やトラウマによって、いろいろな症状をきたしている方が多いので、10分くらいお時間をいただいて、そういった症状について聞かせていただけますか。」などと説明して用います。使用に当たっては、PTSDについて基礎知識を持っておくことが望まれます。詳しい使い方は、参考文献1を参照してください。PTSDの確定診断は、専門家の意見をあおぐべきです。PTSDが疑われた場合の対応については、本書別項の「DV被害者への心理介入プログラム」を参照してください。

参考文献

- 1 藤澤大介ほか. 日本語版・PTSD症状評価尺度 (PSSI) の信頼性と妥当性の検証. 臨床精神医学2008

PTSD 症状評価尺度・日本語版

(日本語版 PTSD SYMPTOM SCALE INTERVIEW : PSSI-J)

対象者： _____

施行日： _____

評価者： _____

評価対象期間： _____ ~ _____

対象とする外傷体験（トラウマ）

「これからうかがう症状が、この2週間にどの程度あったかについて答えて下さい。」

※外傷体験（トラウマ）が2週間以内にあった場合や、過去の状態について尋ねる場合は、“その出来事が起きて以来”と尋ねる。

※“該当する”と答えた質問については、さらに詳しく質問して下さい。（例：どのくらいの頻度でしたか？）

0	1	2	3
全くない	週に1回またはそれ以下 少し	週に2～4回 いくらか	週に5回以上 かなり

再体験症状（基準B：1つ以上必要）：

[以下の症状について尋ねた後、その詳細を尋ねる（主に頻度を評価する）]

1. _____ (トラウマとなる出来事（以下、その出来事）)について、繰り返し、または、思い出したくないのに、考えたり思い出したりして不快な思いをしましたか？
2. _____ (その出来事)についての嫌な夢や、悪夢を繰り返し見ましたか？
3. _____ (その出来事)が、突然また起きているような体験をしたり、その出来事のフラッシュバックが起きたり、まるでその出来事が再び起きたかのように、行動したり感じたりすることがありましたか？
4. _____ (その出来事)を思い出した時、気持ちが強く不快になりましたか？
(その出来事)を思い出させるようなきっかけのせいで、気持ちが強く不快になることがありましたか？（命日反応を含む）
5. _____ (その出来事)を思い出した時、身体に強い反応が出ましたか？（例：汗をかく、動悸がする、など）
(その出来事)を思い出させるようなきっかけのせいで、身体に強い反応が出ましたか？

回避症状（基準C：3つ以上必要）：

[以下の症状について尋ねた後、その詳細を尋ねる（主に程度を評価する）]

6. _____ (その出来事)に関係することを、考えたり感じたりすることを避けようと、いつも努力していましたか？
7. _____ (その出来事)を思い出させるような活動、状況、場所を避けようと、いつも努力していましたか？

	0	1	2	3
	全くない	週に1回またはそれ以下 少し	週に2～4回 いくらか	週に5回以上 かなり
8.	(その出来事)に関する重要な場面で、今でも思い出せない事がありますか？ その出来事に関して、思い出せない記憶はありますか？			
9.	(その出来事)の後、(楽しみや趣味といった)余暇の活動に著しく興味がなくなりましたか？ 以前は楽しめていたのに、(その出来事以来)楽しめなくなったことはありますか？			
10.	(その出来事)の後、周囲の人たちから孤立したように感じたり、切り離されたように感じることはありませんか？			
11.	全般にわたって、感情を実感する力が落ちたと思いますか？ (例えば、愛情や幸せな感じや、怒りなどを感じにくくなったことはありませんか？)			
12.	(その出来事)のせいで、自分の将来の計画や希望が変わったと覚えることがありますか？ (例えば、キャリアを積んだり、結婚したり、子どもを持ったり、長生きすることを、期待しなくなったなどということはありませんか？)			

覚醒亢進症状 (基準D:2つ以上必要):

[以下の症状について尋ねた後、その詳細を尋ねる (主に頻度を評価する)]

13. 寝つきが悪かったり、途中で目が覚めることがありましたか？いつもそうでしたか？
14. イライラが続いたり、怒りが爆発することがありましたか？
15. 集中することが難しかったことはありませんか？いつもそうでしたか？
16. (その出来事)の後、必要以上に警戒するようになりましたか？
(例えば、周りに誰がいるのか確認してしまう、などということはありませんでしたか？)
17. (その出来事)の後、以前よりびくびくしやすくなったり、ちょっとしたことに驚きやすくなりましたか？

(以上です。)

(引用：藤澤ほか、日本語版・PTSD症状評価尺度 (PSSI) の信頼性と妥当性の検証、臨床精神医学2008)

※基準Aを満たした上で、B項目の1つ以上、C項目の3つ以上、D項目の2つ以上のいずれも満たす場合に、80%以上の確率でPTSDが疑われます。

3. うつ病の評価尺度

うつ病の評価に評価尺度を用いることが重要な理由

うつ病はDV被害者にきわめて多い症状です。中等症～重症例では薬物療法など医学的介入が必要であり、重症例は自殺の危険因子でもあります。したがって、DV被害者には、どのような場合でも、うつ病のスクリーニングと重症度の評価を行うことが望まれます。うつ病は感情、行動、思考、身体など様々な症状を伴うため、評価者の主観ではなく、標準化された評価尺度に基づいて評価しましょう。

どの評価尺度を使うべきか

日本で使用可能な、標準化されたうつ病の評価尺度は複数あります。ハミルトンうつ病尺度（HAM-D）、モンゴメリー・アスパーグうつ病評価尺度（MADRS）、Center for Epidemiological Study-Depression（CES-D）、Zungうつ病尺度（SDS）、ベックうつ病尺度（BDI-II）などが代表的です。しかしながら、HAM-D、MADRSには評者にトレーニングが必要で、CES-Dは主に疫学調査に使われ、SDS、BDIは質問項目が20項目以上ある上、質問に性的な内容が含まれていて回答者を当惑させる可能性があります。より簡便で、使いやすい評価尺度に簡易抑うつ症状尺度（QIDS -J）があります。

簡易抑うつ症状尺度（QIDS -J）とは

簡易抑うつ症状尺度（Quick Inventory of Depressive Symptomatology：QIDS -J）は、16項目の自己記入式の評価尺度で、うつ病の重症度を評価できるほか、アメリカ精神医学会の診断基準DSM-IVの大うつ病の診断基準に対応しているという特長を持っています。世界10カ国以上で使用されており、既存の評価尺度との強い相関が確認されています。

採点の方法

睡眠に関する項目（第1-4項目）、食欲／体重に関する項目（第6-9項目）、精神運動状態に関する2項目（第15、16項目）は、それぞれ最も高い点数のものを1つずつ算入します。それ以外の項目（第5、10、11、12、13、14項目）は、それぞれ一つずつ算入します。合計9項目で、合計0-27点となります。原版QIDSでは、点数と重症度は下記のように対応しています。

0 - 5	正常	16 - 20	重度
6 - 10	軽度	21 - 27	きわめて重度
11 - 15	中等度		

QIDS-Jの使い方

各項目が大うつ病の症状に対応しているため、うつ症状の評価やスクリーニングに使えるほか、合計点を算出することでうつ状態の変化を見ることができます。シェルター入所時や来談時にアンケートとして記入してもらい、点数が高い場合には医療機関の受診を勧める、といった使い方が望まれます。